

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

頁	修正前	修正後	修正理由
39	<p>第2章 災害事前対策</p> <p>第16節 防災訓練の実施等</p> <p>第1 訓練計画の策定および実施</p> <p>県は、国、専門家、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>②オフサイトセンターへの参集訓練</p> <p>③緊急時通信連絡訓練</p> <p>④緊急時モニタリング訓練</p> <p><u>⑤大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練</u></p> <p>⑥原子力災害医療訓練</p> <p>⑦住民等に対する情報伝達訓練</p> <p>⑧周辺住民避難訓練</p> <p>⑨人命救助活動訓練</p> <p>（新規）</p>	<p>第2章 災害事前対策</p> <p>第16節 防災訓練の実施等</p> <p>第1 訓練計画の策定および実施</p> <p>県は、国、専門家、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、以下に掲げる防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。</p> <p>また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等への反映に努める。</p> <p>①災害対策本部等の設置運営訓練</p> <p>②オフサイトセンターへの参集訓練</p> <p>③緊急時通信連絡訓練</p> <p>④緊急時モニタリング訓練</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>⑤原子力災害医療訓練</p> <p>⑥住民等に対する情報伝達訓練</p> <p>⑦周辺住民避難訓練</p> <p>⑧人命救助活動訓練</p> <p><u>⑨避難中継所設営訓練</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中放射性物質の拡散計算の活用訓練は、緊急時モニタリング訓練の中で実施しているため、削除 ・避難中継所設営訓練を、単独実施できる訓練項目として追加

頁	修正前	修正後	修正理由
66	<p>第3章 緊急事態応急対策 第9節 原子力災害医療計画 第1 計画の方針</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 第9節 原子力災害医療計画 第1 計画の方針</p>	
	<p>住民の生命・身体を原子力災害から守るためには、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、県は、災害対策本部に<u>保健医療調整本部</u>を設置し、<u>保健医療調整本部長</u>の指揮のもと関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、原子力災害医療体制の構築を図る。</p>	<p>住民の生命・身体を原子力災害から守るためには、総合的な判断と統一された見解に基づく医療の提供が必要であることから、県は、災害対策本部に<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、<u>保健医療福祉調整本部長</u>の指揮のもと関係市町および関連医療機関と密接な連携を取りながら、原子力災害医療体制の構築を図る。</p>	<p>保健医療福祉活動に係る体制の見直しによる修正</p>
66	<p>第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (1) 県災害対策本部 構成機関：県 役割：災害対策本部に<u>保健医療調整本部</u>を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。 (2) 原子力災害医療調整官 構成機関：原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター 役割：原子力災害発生時の医療救護活動が円滑に行われるよう実務を統括し<u>保健医療調整本部長</u>を補佐する。 (3)から(6) 略</p>	<p>第2 原子力災害医療体制 2 原子力災害医療体制を構成する機関 (1) 県災害対策本部 構成機関：県 役割：災害対策本部に<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、原子力災害医療措置が円滑に行われるよう指揮するものとする。 (2) 原子力災害医療調整官 構成機関：原子力災害発生時における専門的な知識および技能を有する災害医療コーディネーター 役割：原子力災害発生時の医療救護活動が円滑に行われるよう実務を統括し<u>保健医療福祉調整本部長</u>を補佐する。 (3)から(6) 略</p>	<p>・保健医療福祉活動に係る体制の見直しによる修正</p>
67	<p>(7) 高度被ばく医療支援センター 構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国</p>	<p>(7) 高度被ばく医療支援センター 構成機関：国立大学法人広島大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国</p>	

頁	修正前	修正後	修正理由																		
67	<p>立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所</p> <p>役割：原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う</p>	<p>立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、<u>国立大学法人福井大学</u></p> <p>役割：原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な治療を必要とする傷病者や除染が困難で二次汚染等の可能性がある傷病者に対応するとともに、原子力災害拠点病院等に対し、必要な診療支援や助言等が行える専門家の派遣等を行う。</p>	<p>・高度被ばく医療支援センターの新規指定による修正</p>																		
89	<p>(別添2)</p> <p>各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <table border="1" data-bbox="241 639 1037 1361"> <tr> <td data-bbox="253 647 353 759">高浜発電所</td> <td data-bbox="309 647 353 759">1号機</td> <td data-bbox="365 647 1025 759">2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 927 353 1078">高浜発電所</td> <td data-bbox="309 927 353 1078">2号機</td> <td data-bbox="365 767 1025 1238"><u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="253 1246 353 1361">高浜発電所</td> <td data-bbox="309 1246 353 1361">3号機</td> <td data-bbox="365 1246 1025 1361">2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> </table>	高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	高浜発電所	2号機	<u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>	高浜発電所	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	<p>(別添2)</p> <p>各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて</p> <table border="1" data-bbox="1070 639 1865 1361"> <tr> <td data-bbox="1081 647 1182 759">高浜発電所</td> <td data-bbox="1126 647 1171 759">1号機</td> <td data-bbox="1182 647 1854 759">2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 927 1182 1078">高浜発電所</td> <td data-bbox="1126 927 1171 1078">2号機</td> <td data-bbox="1182 767 1854 1238"><u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1246 1182 1361">高浜発電所</td> <td data-bbox="1126 1246 1171 1361">3号機</td> <td data-bbox="1182 1246 1854 1361">2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</td> </tr> </table>	高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	高浜発電所	2号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>	高浜発電所	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	<p>所要の使用前検査が終了に伴い、緊急事態区分を判断するEALの枠組みが「5.」から「2.」に変更されたことに伴う修正。</p>
高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																			
高浜発電所	2号機	<u>5. 実用発電用原子炉(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉を除く。)に係る原子炉の運転等のための施設(炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しないものに限る。)であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの</u>																			
高浜発電所	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																			
高浜発電所	1号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																			
高浜発電所	2号機	<u>2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設</u>																			
高浜発電所	3号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設																			

頁	修正前		修正後		修正理由
	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	4号機	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設	
92	2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。		2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。		原子力災害対策指針の一部改正に伴う修正
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要		
⑩原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	(略)	⑩原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。	(略)		
7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間に	7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間に				

頁	修正前		修正後		修正理由								
96	わたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの		わたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの		原子力災害対策指針の一部改正に伴う修正								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 298 884 486">施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="889 298 1048 486">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 489 884 829">④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること</td> <td data-bbox="889 489 1048 829">(略)</td> </tr> </table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は <u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1052 298 1713 486">施設敷地緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="1718 298 1877 486">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 489 1713 829">④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は<u>使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること</td> <td data-bbox="1718 489 1877 829">(略)</td> </tr> </table>	施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は <u>使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること	(略)			
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要												
④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は <u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること	(略)												
施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要												
④原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は <u>使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること	(略)												
97	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 833 884 1125">全面緊急事態を判断するEAL</td> <td data-bbox="889 833 1048 1125">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1128 884 1414">④<u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u>ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する</td> <td data-bbox="889 1128 1048 1414">(略)</td> </tr> </table>		全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は <u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1052 833 1713 1125">全面緊急事態を判断するEAL <u>(沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)</u></td> <td data-bbox="1718 833 1877 1125">緊急事態区分における措置の概要</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 1128 1713 1414">④<u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなる</u>こと、又は<u>使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常</td> <td data-bbox="1718 1128 1877 1414">(略)</td> </tr> </table>		全面緊急事態を判断するEAL <u>(沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)</u>	緊急事態区分における措置の概要	④ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなる</u> こと、又は <u>使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常	(略)	原子力災害対策指針の一部改正に伴う修正
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要												
④ <u>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなる</u> ことにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は <u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する	(略)												
全面緊急事態を判断するEAL <u>(沸騰水型軽水炉については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。)</u>	緊急事態区分における措置の概要												
④ <u>原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室(沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室外操作盤室又は緊急時制御室)が使用できなくなる</u> こと、又は <u>使用済燃料貯蔵槽</u> に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常	(略)												

頁	修正前	修正後	修正理由
	<p><u>装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p>	<p><u>を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室（沸騰水型軽水炉にあっては原子炉制御室及び緊急時制御室）に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。</u></p>	